

高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 3 号

高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

(高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年高松市規則第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(介護時間) 第 1 6 条の 3 略 2 条例第 1 5 条の 3 第 2 項第 1 号に<u>掲げる時間の範囲内で請求する</u>子育て部分休暇（次条において「第 1 号子育て部分休暇」という。）<u>の承認、同項第 2 号に掲げる時間の範囲内で請求する子育て部分休暇（次条において「第 2 号子育て部分休暇」という。）の承認、高松市職員の育児休業等に関する条例</u>（平成 4 年高松市条例第	(介護時間) 第 1 6 条の 3 略 2 条例第 1 5 条の 3 第 2 項第 1 号<u>の規定による</u>子育て部分休暇（<u>この項及び次条において「第 1 号子育て部分休暇」という。）又は高松市職員の育児休業等に関する条例</u>（平成 4 年高松市条例第 2 号）第 2 0 条第 1 項の規定による第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から<u>当</u>

2号)第20条第1項の規定による第1号部分休業の承認、同条例第20条の2第1項の規定による第2号部分休業の承認又は別表第2第13号に掲げる特別休暇(次条において「育児時間」という。)の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第16条の4 略

2 第2号子育て部分休暇の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

(1)・(2) 略

3 育児時間の承認、条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認、高松市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による第1号部分休業の承認又は同条例第20条の2第1項の規定による第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

4 高松市職員の育児休業等に関する条例第20条の2第1項の規定による第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある年の第2号子育て部分休暇は、1年につき77時間30分(定年前再任用

該第1号子育て部分休暇又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第16条の4 略

2 条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇(以下この項において「第2号子育て部分休暇」という。)の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

(1)・(2) 略

3 別表第2第13号の規定による特別休暇(以下この項において「育児時間」という。)、条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は高松市職員の育児休業等に関する条例の規定による第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

[新設]

短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その勤務日
1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）から当該第2号
部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範
囲内の時間とする。

別表第2（第15条関係）

理由	期間
(1)～(4) 略	
(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等としての官公署等への 出頭	略
(6)～(25) 略	

備考 略

別表第2（第15条関係）

理由	期間
(1)～(4) 略	
(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等 としての官公署等への出頭	略
(6)～(25) 略	

備考 略

（高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の一部改正）

第2条 高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則（令和元年高松市規則第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前								
別表第3（第13条関係）									
<table><tr><th>理由</th><th>期間</th></tr><tr><td colspan="2">(1)～(4) 略</td></tr></table>	理由	期間	(1)～(4) 略		<table><tr><th>理由</th><th>期間</th></tr><tr><td colspan="2">(1)～(4) 略</td></tr></table>	理由	期間	(1)～(4) 略	
理由	期間								
(1)～(4) 略									
理由	期間								
(1)～(4) 略									

<table border="1"> <tr> <td>(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者</u> 参加人等としての官公署等への出頭</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="2">(6)～(18) 略</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td></tr> </table>	(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者</u> 参加人等としての官公署等への出頭	略	(6)～(18) 略		備考 略		<table border="1"> <tr> <td>(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として の官公署等への出頭</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="2">(6)～(18) 略</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td></tr> </table>	(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として の官公署等への出頭	略	(6)～(18) 略		備考 略	
(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者</u> 参加人等としての官公署等への出頭	略												
(6)～(18) 略													
備考 略													
(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として の官公署等への出頭	略												
(6)～(18) 略													
備考 略													

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第1条中高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則別表第2の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。